

(保 42) F
平成 23 年 4 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する
診療報酬の取扱いについて（その 3）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う診療報酬上の取扱いに係る Q & A につきましては、平成 23 年 4 月 1 日付け（保 5）F 及び 4 月 8 日付け（保 22）F によりご連絡申し上げているところでありますが、今般、厚生労働省保険局医療課より診療報酬上の取扱いに係る Q & A（その 3）が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

特に、今回の Q & A の問 2 及び問 3 の訪問看護に係る取扱いにつきましては、患者の避難状況により、被災前より訪問看護を担当していた訪問看護ステーションだけでは、指示どおりの訪問看護が提供できないため、他の訪問看護ステーションと連携して対応する場合には、その旨を訪問看護ステーションから主治医に報告した上で、主治医より連携する他の訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付してもらうこととなります。

なお、従来からの訪問看護ステーションと連携する他の訪問看護ステーションの訪問看護は、合わせて週 3 日を限度（厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）とし、主治医より連携する他の訪問看護ステーションあてに改めて交付される訪問看護指示書につきましては、訪問看護指示料の算定はできないものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて
（その 3）

（平 23. 4. 20 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）